

**魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務
公募型プロポーザル説明書**

1 委託業務内容

- (1) 業務名
魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 業務内容
別紙「魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
20,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内
- (5) 契約担当課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）
広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係
TEL 082-504-2277 FAX 082-504-2512
E-mail urban-d@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 公募型プロポーザル参加申込み

- (1) 提出書類
次の書類を各1部、提出し、参加資格の審査を受けること。
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 広島市税の納税証明書（写し可）
「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）の写しを添付すること。
※ 本市に納税義務がない場合は申立書（様式6）を提出すること。
※ 本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。
 - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
 - エ 営業実態を確認するための履歴事項全部証明書若しくは商業登記簿謄本又は財務諸表等（写し

可)

※ 財務諸表等は、基準日の直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）を提出すること。

※ 広島市競争入札参加資格の登録がある者は提出を省略できる。

(2) 申込期間

公示日から令和7年9月3日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和7年9月5日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

4 令和6年度実施業務報告書の交付

- (1) 令和6年度に実施した「夜間景観実態調査及び方針検討業務」の業務報告書の受領を希望する者は、「業務報告書受領申請兼秘密保持誓約書（様式7）」に必要事項を記入、押印の上、当該書類を読み取ったPDFファイルを電子メールに添付して、下記申込先に提出すること。メールタイトルは「業務報告書受領申請兼秘密保持誓約書の送付」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。なお、原本については、持参又は郵送にて速やかに提出すること。

提出された書類に記載の電子メールアドレスに、業務報告書を送付する。また、交付場所においても閲覧することができる。

(2) 交付期間

公示日から令和7年9月16日（火）午後5時15分まで。送付は、様式7が提出された場合に、電子メールにより行う。

(3) 申込先

前記1(5)に同じ。

5 質問の受付と回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年8月26日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和7年9月16日（火）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、本市のホームページにも掲載する。

6 提案書の提出

- (1) 提案書記載項目

表紙には、「魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務 提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること（ただし、提案者名の記載は正本表紙のみとし、

副本表紙には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）。

提案書に記載する内容は、以下(2)～(5)のとおりとする。

なお、提案書に記載する内容は、文書や図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 実施計画

ア 業務の実施方針

本業務の実施方針（着眼点や留意点などを含む。）を記載すること。

イ 作業計画

作業計画について、図・表を用いるなど、分かりやすく記載すること。

(3) 実施体制等

ア 実施体制

業務に関わる人員や命令系統を分かりやすく記載すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。その他の従事者については、本業務に係る特記事項がある場合は記入すること。

イ 類似業務の実績

完了した類似業務（過去20年間）を最大合計10件まで記載すること。

なお、業務実績が確認できる資料（契約書や仕様書等の写し）を別冊で提出すること。

(4) 従事予定者の経験・能力

従事予定者の氏名、所属・役職、経験した類似業務の名称と業務の概要、業務における役割や担当した作業内容を記載すること。

なお、業務実績が確認できる資料（契約書や仕様書等の写し）を別冊で提出すること。

(5) 業務の遂行に当たってのアピールポイント

ア 社会実験候補地のうち、京橋川系リバーフロント地区について、実施方法と検証方法等、具体的な進め方を記載すること。

イ あり方（案）について、どのように整理すべきかを念頭に置いて、「構成の概要」と「市民や事業者にとってわかりやすいものになるような工夫点やアイデア」を具体的に記載すること。

(6) 提出書類及び提出部数等

ア 提案申込書 様式3

イ 提案書 様式4－1及び様式4－2

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

エ その他

提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

(7) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和7年9月16日（火）午後5時15分まで

イ 前記1(5)に同じ。

ウ 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

7 プレゼンテーションの実施

提案書について、提出者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を実施する。

(1) 実施日

令和7年9月29日（月）（予定）

(2) 場所・時間

別途電子メール又はFAXにて通知する。

- (3) 持ち時間
1 提案につき原則 30 分程度（提案書説明 20 分、質疑応答 10 分）
- (4) 出席者
出席人数は 3 名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された提案書のみとする。

8 審査方法

- (1) 提案書の審査は、魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
 - 委員長 都市整備局都市計画担当部長
 - 委員 都市整備局都市計画課都市デザイン担当課長
 - 経済観光局観光政策部観光プロモーション担当課長
 - 都市整備局営繕部設備課電気設備担当課長
 - 道路交通局道路部道路計画課長
- (3) 審査基準
別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (4) 受託候補者の特定
 - ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者として特定する。
ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（総計の 6 割）に達していない場合は、受託候補者とならない。
 - イ 最高得点者が 2 人以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

9 審査結果

- (1) 審査結果の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する（令和 7 年 9 月 30 日（火）を予定）。
- (2) 審査結果の公表
契約の締結後、速やかに提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、本市のホームページで公表する。
- (3) プロポーザルの参加を取りやめようとする場合は、令和 7 年 9 月 26 日（金）の午後 5 時 15 分までに、取下願（様式 5）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

10 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、1 (5) の契約担当

課に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、1(5)の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。詳細については「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、1(5)の契約担当課に申請すること。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

11 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書等は返却しない。

(6) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(8) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

(9) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条に規定

する下請契約等をいう。以下同じ。)の当事者

イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(10) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

(11) 別紙「魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4-1及び様式4-2を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

12 問合せ先

前記1(5)に同じ。